

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年9月16日（金曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後1時43分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、秋山 智博 砂田 典男		
欠席委員	委 員 横山 明		
委員外議員	なし		
事務局職員	局 次 長 植田 光一	局 長 補 佐 毛利 元	
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総 務 部 長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志          総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博          行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学          次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 入江 卓司          財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉          市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘          人権推進課課長補佐 太田奈津美</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 森山 武</p> <p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫          次長兼政策企画課長 戸田 昭弘 政策企画課課長補佐 平田 政志          政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 上田 貴洋 秘 書 課 長 山根康子郎          秘書課広報室長 松本 縁 情報政策課長 山根 寿彦          情報政策課課長補佐 松田 仁史</p>		

	<p><b>【市民生活部】</b></p> <p>市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明                  地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 北村 貴子                  協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志                  市民課長 西垣 隆司 市民課課長補佐 中島 泉</p> <p><b>【環境局】</b></p> <p>環境局長兼生活環境課長 国森加津恵 廃棄物対策課長 上田 光徳                  廃棄物対策課課長補佐 西澤 直也</p> <p><b>【総合支所】</b></p> <p>佐治町総合支所長 下田 俊介 佐治町総合支所副支所長 下石 直生                  青谷町総合支所長 田中 隆志 青谷町総合支所副支所長 安達 典子</p> <p><b>【市議会事務局】</b></p> <p>事務局長 保木本英明 事務局次長 植田 光一</p>
傍聴者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

**【総務部】**

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

( ) おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部の議案審査、報告、請願審査、その後、企画推進部の議案審査、続いて、市民生活部の議案審査、報告、最後に、市議会の議案審査という流れとしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、乾総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。

( ) おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日の委員会では、先般9月7日に御説明のほうを申し上げました、議案第112号鳥取市一般会計補正予算の所管に属する部分のほか、条例関係の議案が2本の議案審査のほうをよろしくお願い申し上げます。

また、昨日追加提案いたしました、追加の補正予算の関係でございますけれども、総額が7億325万8,000円、そのうち、本委員会の本日のこの総務部等に属する部分、生活困窮者自立支援事業の関係がございます。こちらのほうの御説明と御審議のほうをよろしくお願い申し上げます。

また、報告で、1件、人権推進課の関係の御報告も用意させていただいておりますので、ど

うぞよろしくお願ひ申し上げます。

**議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）**

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。説明につきましては、前回の委員会で既にいただいております。

質疑に入ります。議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。委員の皆様から、質疑はございますか。よろしいですか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 事業別概要書の 14 ページの上段の本庁舎維持管理費で、どんな感じになるかっていう資料は、事前に頂いてイメージがつかしました。ありがとうございます。それで、事業別概要を見てると、要求額が 124 万円だったんだけど、補正予算額は 111 万 6,000 円ということで、事業費の精査ってということで、総務部長査定のあれには書いてあったんですけど、ちょっとどんなふうに精査をしたのか教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 濱岡財産経営課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。予算要求につきましては、業者のほうから見積りをいただいておりますけども、そこでも 1 回、財産経営課のほうでも、カタログ、実際の購入の実績ですね、そういったものを見ながら予算要求をさせていただいたんですけども、また財政の査定のほうで、若干ちょっとまた入ったということで、実際の購買価格を基に、ちょっと検討したということでございます。よろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい、分かりました。それで、実際、この囲いというか、こういったものを造るのは、どうやって発注されるのか教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。指名競争入札をする予定です。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第121号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第121号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、委員の皆様から質疑はございますか。よろしいですか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。すみません。これによって、育児休業が取れる人が増えるというか、そういうふうになっちゃうんですけど、大体どれくらい増えそうだなっていうのがありますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。この制度の開始によって、どれくらい増えるかっていうのは、ちょっと試算というか、はしてないんですけども、昨日の加藤議員さんも、育休の取得の率の割合というようなことの質問がございまして、令和3年度でいきますと、40%というようなことで、実数にしますと、25人、令和3年度、権利というか、育休を取る権利の方が25人、男性おられて、そのうちの10名がもう取られたということで、40%ということ。行動計画でも、目標値を30%から60%に上げてというようなことで、育児取得の取得率の向上というのを目指しているというところでございます。ちなみに、令和2年度が、22人中6人ということでありましたので、増えておるという状況ではあります。なので、ちょっとどれくらいになるというのは、ちょっと検討はしておりません。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かります。なかなか、そんな、どれくらいというのは。ただ、利用できる、育児休業を取れる要件というか、対象者が増えることになる条例改正だと思って、それは本当にいいことだなと思うんですね。昨日の質問にもありましたが、やっぱり取っていきこうと思ったら、その職場の環境が、本当にやっぱり気兼ねなく取りやすいっていうふうにしていかないといけないと思いますので、こういう条例改正をすることと併せて、どうやってそういう取りやすい環境づくりをしていきこうと思っとられるのか、今考えてることがあったらお聞かせ願えますか。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 はい。今後、取りやすい職場環境というのを、どう構築していくかということでございますけども、昨年12月に、直近5年ぐらいに育休を取った方に、アンケート調査というようなこともさせていただいてございまして、その中でも、取ったというような方が35%ぐらいあって、また、取れなかったという方が65%ぐらいあったんですけども、やはり、職場の協力というのが必要だなどは感じます。上司の理解でありますとか、そういったこともありますし、本人の仕事の進め方というようなこともございまして、自分がやってる仕事を次の方に引き継いで、育休を取得しないといけないというような、そういった心配もあつたりして、なかなか踏み切れないというような、そういったこともありますので、やはり事前に、取りたいという職員がおられたら、上司はコミュニケーションを取って、こういった、この時期から取りたいというのを事前に話し合いをされて、職場の中でも、そういった理解を求めて、育休休業が取得しやすいような環境というのをつくっていただけたらなと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。これは意見なんですけれども、正職の方ではなくて、非常勤職員についても改善されるってということで、すごくそれはいいとは思いますが、やっぱりなかなかね、非常勤だと言出しにくいとか、権利としては保障されてもね、なかなかやっぱり取りづらい状況というのは、やっぱり正職の方に比べてあるのではないのかって、やっぱり私は思ってるので、せっかく制度としてあるのであれば、非常勤の方も気兼ねなく取れるように、この制度をフルに活用できるようにしていただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第121号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第122号鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第122号鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第122号鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。はい。

それでは、ここで説明の終了した部署の方は、退席してもらって結構でございます。

#### 議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、追加提案分に入ります。議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部お願いいたします。河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）、所

管に属する部分の御説明をさせていただきます。説明に当たりましては、資料の1の2でございます。こちら、A4横長のもので、これに沿って御説明をさせていただきます。途中で、必要に応じて予算書、それから事業別概要、こういったものも御覧になっていただきたいというふうに思っております。

それでは、2ページを御覧になっていただきたいと思っております。歳入からでございます。はい。それでは、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金でございます。補正額は7,058万2,000円ということでございます。こちら、今回提案する事業の5事業に充当する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ克服・新時代開拓）ということでございまして、こちらを全て計上したいというふうに考えております。

それから、その下でございます。款・項・目、繰越金、前年度繰越金でございます。こちら、今回の補正に必要な一般財源でございまして、額としましては、補正額4,144万1,000円ということでございます。補正後の額は17億484万2,000円で、前回お話をさせていただきましたように、前年度繰越金が29億8,266万1,000円でございますので、残が12億7,781万9,000円あるということでございまして、こちらは、これからの補正、今後の補正に活用させていただきたいというふうに思っております。歳入は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。資料1の2の3ページになります。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業についてです。事業別概要は7ページの上段になります。これは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について、申請期限が本年8月末となっておりますが、9月末まで延長されることになりましたので、これに関わる経費869万2,000円を計上させていただくものです。内訳といたしましては、扶助費が810万円、人件費と事務経費を合わせまして、59万2,000円となっております。

それから、この追加補正を上げさせていただいた直後に、国のほうから、また新たな通知が出まして、申請期限を12月まで延長するというようになっておりますので、したがって、今後、必要経費を精査いたしまして、改めて、また御説明を申し上げたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。歳出のほうに質疑をさせていただきます。12月までということがありましたけれども、今は、9月末までの延長を審議するというのでいいのかという点と、延長の理由ですね、なぜ延長になったのか、その2点、お願いします。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。このたびは、1か月分の延長分の計上ということでございまして、9月9日に、再度の延長ということで、12月末までということで延長されまして、先ほど申し上げましたように、今後、改めてまた精査の上、御説明を申し上げたいと思っております。

それから、延長は、昨年から、もうこれ、5回目になっておりまして、コロナ禍において、収入減であったり、様々、困窮者の方が増えていらっしゃるということもありますが、特に今回の延長については、物価高でありますとか、そういった最近のまた情勢も、こう反映されての延長ではないかなというふうに見ております。はい、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。そうしましたら、この間、生活困窮者になられる方も増えていく見込みがあるのではないかなと。そうなってくると、またさらに追加の補正を提案される予定はあるのか、お尋ねします。

◆吉野恭介委員長 川口センター長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。この支援金については、今御説明申し上げておりますとおり、延長にはなってるんですが、もともとこの支援金のベースにある、特例貸付けを借り切った方が、この支援金を受給できるというものだったんですが、この特例貸付けが、もう通常の貸付けに戻るということになりましたので、これまでですと、収入減、コロナ禍、コロナの影響で収入減になると貸付けが受けれたんですが、通常の貸付けに戻りますと、非課税世帯というふうに対象がかなり絞られますので、そういった意味で言えば、社会福祉協議会さん等に、こう生活困窮の御相談に行かれたりという方が、直接私どものほうのセンターに相談に回ってくるというケースが、今後増えるというふうに見込んでおりますので、その辺りは、この支援金だけではなくて、様々な生活困窮者の支援の制度も活用いたしまして、しっかりと対応してまいりたいというふう考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑はありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 ちなみに、この困窮世帯、その支援の給付の対象というのが、単身世帯、2人世帯、3人以上世帯ということになっとるわけですが、それぞれの、どの程度の世帯数がそれぞれ対象になっているのかということ、内訳をお聞きしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。まずは対象者のほうですが、社協の貸付けの終了者が1,109人おりまして、このうちのこの自立支援金の申請者、申請ができた方が269人でございます。このまた内訳を申し上げますと、単身世帯、2人世帯、3人以上世帯で言いますと、比率で言うと、単身世帯が3、2人世帯が1、3人以上世帯が1、3対1対1ぐらいの内訳になっておりますので、比較的、単身世帯の申請者の方が多い状況でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。先ほどの説明で、その特例貸付けが終わった人ってということで、それで、今までは、特例貸付けでコロナのあれだったけど、通常の貸付けに戻って言われたんですけど、すみません、それ、いつから戻るのが、まず教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 川口センター長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口で

ございます。10月1日から戻るということでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。ちょっと、だから、その社協ではなくて、人権中央センターのほうに相談が増えるんじゃないかみたいなこともあったんですけど、結局、その特例貸付けの対象者がすごく絞り込まれることによって、従来こうやって、こういう生活困窮者自立支援事業が活用できてた人たちが、新規に、新たにそういうものが活用できなくなるような世帯も出てくるわけですけど、そういったところを相談に来られて、どういうふうに生活を支えていくのかわかると、なかなか、またそれは、みんながみんな生活保護につなげられるわけでもないと思うので、そういったところは、本当にいろんな知恵とか、何か工夫みたいなものが、センターに求められると思うんですけど、その辺りは、10月1日からですからね、もうすぐですので、ちょっとどんなふうに対応しようと思っとられるのか、ちょっと教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。あくまで、ちょっと想定ということにはなりますけども、まずは、生活困窮者の自立支援制度の中で、住居確保給付金というのがございますので、例えば、民間のアパートに入っていらっしゃるような方の家賃を、こう支援させていただくという、生活の基本を支えることになりますので、これは1つ大きなツールかなと思ってますので、この辺りがしっかり支給していただけるように、丁寧に話を伺いたいというのが、まず1つはございます。

それから、今続いておりますこの支援金も、もともと就労につなげていくということが、1つ目的でもありましたので、中央人権福祉センターの相談支援員の中に、専門の就労支援員もおりますので、ハローワーク等とも連携を取りながら、個々人に合った、しっかりしたサポートを行いまして、早期に就労に結びつくような支援をさせていただくというふうなことを、いろいろ重ねまして、支援のほうをしっかりと対応させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 本当にいろんな相談に乗ってこられて、いろいろ対応を、この間重ねてこられてきたと思いますので、そういう経験とか、そういったことをフルに生かして、必要な支援に素早くつなげていくように、引き続き御尽力いただけたらと思います。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、質疑。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。今回、私は一般質問で、自死対策、その内容の中の1つに、孤独・孤立支援というものとか、あるいは、コロナ禍でのワンストップの相談窓口とかを質問をしたんですが、聞き取りの中といたしますか、川口センター長等にも、少し相談内容等、聞かせていただいたんですけども、コロナ禍で困っているというふうな相談等々はあったかどうかということと、この今回も含めた、この支援をする事業費ですね、そういう人たちにも、活用をぜひしていただきたいと思うんですが、そこら辺の状況等はどうかであったのか、聞かせていただけたらと思います。

◆吉野恭介委員長 川口所長。



○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。中央人権福祉センターのほうで、生活困窮者の相談をお受けして、まずは、数としては、コロナ禍以前に比べると、2.5倍～3倍に近いような、かなり相談件数、増えておりまして、その内訳としては、やはりこう収入減でありますとか、家計が苦しいといった、そういう経済面での相談が、もう7割～8割というふうが増えております。これも、コロナ禍以前よりは、比率としては増えておりますので、かなり大きく影響してるのかなというふう考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。秋山委員。

◆秋山智博委員 ということは、したがって、このコロナの影響によっての生活が厳しくなったというふうな内容もあるということではないでしょうか。

◆吉野恭介委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。やはりコロナの影響で収入減になったりとか、あるいは、雇い止めに遭ったりとか、そういったことで御相談にいらっしゃる方が、現場の感覚としても非常に多いというふうに思っておりますので、かなり影響はしてるというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 一般質問の続きではないんですが、総務部長に尋ねたいんですけど、そういう影響を受けている皆さんが、この人権センターのほうで引き続きされるこの事業で、本当にフォローしていけると考えられますか、どうですか。私は、議場では、ワンストップの窓口を要望したところでありますけれど。

◆吉野恭介委員長 乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。総務部長、乾でございます。本日の説明でも触れましたけども、こうした期間の延長等で、しっかりとこれまでの対象者を支えていく、そして、今後、新たに生活に困窮されておられるような方、こうした方につきましては、既存の制度等をしっかりと活用する、あるいは、相談体制をしっかりと構築する、そういったことで、漏れのないような対応をしてみたいと考えておりますけども、市長が本会議でもお答えを申し上げたとおり、やはり、なかなか、中には声を上げにくい方もあるのだろうと、そういった方々が実際におありになるんだということに、しっかりと心を寄せてといたしますか、目配りをして、しっかりと察していくというようなことが、自治体、そして職員にも求められているだろうと思います。こうした非常に厳しいコロナ禍という社会情勢、経済情勢の中に、今まさにあるんだということをしっかり和我々受け止めて、ふだんからの行政運営に努めてまいりたいと、そういった考えでおりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑はありますか。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、報告事項に入りますが、説明の終了された部署は、退席してもらって結構でございます。

#### 犯罪被害者等の支援および犯罪被害者等支援条例の策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。犯罪被害者等の支援及び犯罪被害者等支援条例の策定についてであります。それでは、執行部、説明をお願いいたします。谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権政策局、谷口でございます。そうしましたら、資料の3、2ページ目をめくっていただきたいと思います。犯罪被害者等の支援及び犯罪被害者等支援条例の策定についてということで、途中ではございますが、御報告申し上げたいと思います。

まず、背景と目的でございます。犯罪被害者やその遺族の人権は、誰もが被害者となる可能性がある中で、社会全体で守り、支え合う必要があります。国のほうでは、まず、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、犯罪被害者等基本法を、平成16年、2004年に制定しております。これに基づきまして、まずは、国のほうが加害者に代わって、犯罪被害者の方に、犯罪被害者等給付金をはじめとする様々な支援策を講じているところでございます。この基本法の中には、犯罪被害者等基本計画というものも策定されておまして、この中で、地方公共団体に対しても、犯罪被害者等への支援の充実促進が図られるということで規定をしております。

この犯罪被害者の支援の取組なんですけど、平成16年から様々な支援が行われてるところでございますが、特に、犯罪被害者の犯罪直後の生活を支援する、負担を軽減する取組といたしまして、自治体のほうでも、犯罪被害者等見舞金の給付という制度が、全国的に広がっているところでございます。鳥取県におきましては、令和3年度に、県がまず、市町村を対象に、被害者等見舞金支給額の2分の1を助成いたします、鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金を導入されております。これに呼応いたしまして、県東部の4町、岩美町・八頭町・若桜町・智頭町、それから、麒麟のまち域圏域の香美町、新温泉町で導入をされて、犯罪被害者等支援条例と見舞金制度というのが導入をされております。また、令和4年度には、鳥取県内では、8町導入をされているところでございます。この中で、県内の他市、米子市さん、境港市さん、それから倉吉市さんは導入を見送っておられます。この経緯でございますが、県内の統一的な制度が必要じゃないかということで、4市のほうは主張した経緯がございまして、まだ導入が見送られてるというような状況だと考えております。

2番目、本市における犯罪被害者等支援に係る取組内容でございます。本市におきましては、差別のない人権尊重の社会づくり条例に、人権施策基本方針というのを規定しておまして、

その中で、犯罪被害者と、その家族の人権を課題の1つとして、これまでは主に研修ですとか、啓発、パネル展示を行ってまいりました。また、中央人権福祉センターでは、犯罪被害者、必ずしも、犯罪被害者というのは、なかなか事例にはなかったようですけども、例えば、パワハラ・セクハラ被害、そういったものの相談を受け付けるということとともに、警察や関係機関と連携するなど、サポートに努めてきたところでございます。

今年度から、鳥取県警や、とっとり被害者支援センター、こちらは、犯罪被害者の方を支援する機関でございますが、そこと連携して、鳥取市におきましても、犯罪被害者等への直接的な支援に取り組んでいきたいということで、犯罪被害者が直面する日常生活、例えば、住宅、それから子育て等、転校とか保育園の転園手続とか、こういったものが想定されるわけですが、こういった具体的な相談内容に応じて、市の行政サービスに着実につなげたいと考えておまして、人権推進課を総合窓口とした、庁内の支援体制を構築しているところでございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。なかなか犯罪の、発生してから、こういった流れがあるのかということなんですが、犯罪が発生してから、まず、警察の捜査が始まります。犯罪が実際、確定するまでには、とても長い時間がかかるということをお聞きしております。捜査、起訴、公判、これが解決するまでには、ほぼ1年ぐらい、中身によっては、もっとかかるということでございます。その中で、被害者家族におかれましては、まず、その痛ましい事件の事情聴取ですとか、検証の立会い、裁判、こういった立会いが求められるということでございます。被害者の支援につきましては、まず、警察のほうで被害者支援ということで行ってまいります。まず、その犯罪被害者の方に担当者というものをつけられるようで、この方がいろんなサポートをされるということのようです。また、犯罪被害に遭われた方は、精神的な被害が多分にあるということで、この中で、被害者センターとも連携をしながら、様々な生活支援をしていくということでございます。警察のほうでも、その被害に遭われた方の負担軽減というのはされておまして、その中で、犯罪被害者等給付金、こちらが、まず、国のほうの給付がでございます。

このような中、本市のほうで、どのような支援ができるかということでございますが、今、鳥取県の警察本部といろいろ話をしている中で、まずは生活を、日常生活を戻していただくための支援というのが重要だろうということで、ここの部分について、市町村と連携をしたいということでございました。あとは、この見舞金制度というのは、こういったものを想定しているかということなんですが、これにつきましては、また4ページのほうで、後ほど説明をいたしますが、亡くなられた方の場合は葬祭金、それから、重傷等に遭われた方については、例えば、病院までのタクシー代ですとか、当座の見舞金、通院代とか、そういったものを想定しているところでございます。市側の窓口なんですけれども、これも庁内の連携会議を開いているところで、市の支援内容としては、具体的にこういったものが必要ですというようなのも一覧表を作りまして、県警さんや、それから被害者支援センターとも情報共有をしながら、こういう支援が想定されますというやり取りをしているところでございます。

あと、県内のこの事件の状況なんですけど、警察にお伺いいたしましたところ、凶悪事件とい

うのが、大体70件～80件起きている。それから、重大な事件といえますか、死亡に至る件数や、それから重症に至る件数も、10件行かない年もあるようですが、10件行かない程度の件数は起きているということでございます。県内の件数でございます。

そうしましたら、4ページ目をめくっていただきたいと思います。具体的に、被害者の見舞金制度、それから、条例はどういったものかということでございます。こちらにつきましては、県内で、既に統一的な制度というものが県で示されておりまして、本市の場合も、導入済みの町と同等の内容で検討したいと考えております。傷害見舞金に当たりましては、犯罪行為による負傷または疾病であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師に判断されたものでございます。支給額が10万円、このうち、県の補助が5万円でございます。死亡見舞金につきましては30万円、県の補助額は15万円でございます。あと、条例の中身につきましては、具体的な、その犯罪被害者の定義ですとか、あとは、犯罪被害者を社会全体で支えていくようなという理念、それから、市の責務、第7条には、見舞金の支給というものが制定されているものでございます。あとは8条、9条、この辺りで、日常生活をしっかりと支援していくんだということも規定されている内容でございます。

5ページ目には、八頭町さんが策定された条例を参考までにつけさせていただきました。本市も、ほぼこの内容で制定をしていくこととしております。

そうしましたら、2ページ目に戻っていただきたいと思います。今後でございますが、今後は、犯罪被害者等支援条例を策定するとともに、見舞金制度を創設し、支給に係る必要な予算、こちらを併せて12月議会に上程したいと思っております。条例及び見舞金につきましては、県内どこに住んでいても統一的な内容とするために、先ほど申し上げたように、導入された町と同等の内容で構築していきたいと考えております。まず、10月の3日を予定しておりますが、この条例の市民政策コメントを実施したいと思っております。こちら、10月中には、市民政策コメントを実施したいと思っております。政策コメントの結果の内容を反映いたしまして、条例案を制定したいと思っております。それから、見舞金につきましても、この12月補正で必要な予算を計上していきたいと考えているところです。

鳥取県警さんと今お話ししておりますのが、この犯罪被害者の支援について、連携協定をまず結ばせていただきまして、まずは、県警さんと本市のほうが、しっかりタッグを取って支援していく体制を、皆様のほうにも周知していきたいと考えているところです。できましたら、県内他市の皆様にも制定していただき、県内でも波及効果が出ればなというふうに考えているところでございます。説明のほうは以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ質疑なしということで。

次に移る前に、少しさっき、報告を私、1つ漏らしておりました。欠席委員の御報告を漏らしておりました、大変失礼いたしました。横山明委員より、病気療養のため、本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので、ここで改めて御報告させていただきました。大変申し訳

ありませんでした。秋山委員。

◆秋山智博委員 すみません。3ページで詳しく図式が書いてあるんですが、市の支援内容、この中に含まれているのかどうか分かりませんが、弁護士なんかをお願いをするときの事柄は含まれとるものでしょうか。

◆吉野恭介委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 人権政策局、谷口です。弁護士のほうは、警察やとつとり被害者支援センターさんのほうでなさるといふふうに聞いております。市のほうでは、市の行政サービスに係る支援をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 このもう一方のほうでされるということで、どの程度の内容のものでしょうか。弁護士にお願いしとるちゅうことは、かなりの金額もかかってくると思うんですが。

◆吉野恭介委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 すみません。人権政策局、谷口です。その金額とか、そういった支援でしょうか。それとも。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 例えば、弁護士費用の何%ぐらいまでは支援があるとかないとか、それから、加えて、裁判といっても、1審で終わればいいけれども、2審、3審と行けば、かなりの年数と費用等もかかるかなと思うところです。

◆吉野恭介委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 すみません。人権政策局、谷口でございます。ちょっとその詳細な内容には、まだ、すみません、把握しておりませんので、またお聞きしたいと思います。弁護士の費用等につきましても、恐らく、何かしらの支援があるんだろうとは考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 秋山委員、よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 なければ、請願審査に入ります。執行部の方は、ここで退席してもらって結構でございます。

#### 令和4年請願第3号会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願（協議）

◆吉野恭介委員長 それでは、請願審査に入ります。秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。審査に入る前に、委員の皆様にお願ひがあります。請願内容を、先般、紹介議員として説明申し上げましたが、その後、請願者から、内容の修正をしたいという相談を受けましたので、修正をすることについて、よろしいかどうかを諮っていただけたらなど、こう思いまして、最初に発言をしました。

◆吉野恭介委員長 ただいま秋山委員から、訂正、請願の訂正願の、そうした御意見がありましたけど、委員の皆様から、これについてどのように。砂田委員。

- ◆砂田典男委員 はい。秋山議員、どの部分を訂正されるんですか。御説明をお願いします。
- ◆吉野恭介委員長 秋山委員。
- ◆秋山智博委員 はい。ありがとうございます。皆様のところに資料はありますか。請願事項が、3つあって、3番を丸々削除したいという相談を受けましたので、そのお願いです。  
3番を丸々削除した内容でお願いをしたい、修正をしたいという相談を受けたところです。
- ◆吉野恭介委員長 1番、2番の項目は、そのままということですね。秋山委員からそういった説明がありましたけど、皆様、はい、星見委員。
- ◆星見健蔵委員 3番は削除ということであります。ということで、じゃあ1、2ここは変更なしで、改めて提出し直されるということでもいいですか。
- ◆吉野恭介委員長 秋山委員。
- ◆秋山智博委員 はい、すみません。今、星見委員のほうから言っていたとおりのとおりなのですが、形としては、今出している請願内容の修正ということのお願いです。
- ◆吉野恭介委員長 砂田委員。
- ◆砂田典男委員 砂田です。事務局にお聞きしますが、このような手続上のことに関して、少し御説明お願いしたいと思います。
- ◆吉野恭介委員長 事務局、毛利元さん。
- 毛利 元市議会事務局局長補佐 事務局から御説明をさせていただきます。今、秋山議員さんが言われた御発言というのは、いわゆる請願の訂正といいますか、内容の変更についての届出についてということであります。請願につきましては、もし、請願者がそれを望まれるのであれば、まずは、改めて請願者が、請願の紹介議員とともに、いわゆる訂正の届出といいますか、そういったようなものを、まずは議長に出していただくと。その後、議長に出していただいた後に、今委員会のほうに付託されておりますので、その内容を、議長のほうから委員会のほうに渡ってきて、そこで、それについて、まず委員会のほうで、それについての、要は可否を議論するということになります。その後、請願の訂正につきましては、いずれにせよ、本会議で議決が必要になりますので、その後、委員会の審査の後、本会議の議題とさせていただいて、そこで議決をして、要は可否を決めるというような流れとなります。  
したがって、まずは、今、秋山議員さんが、請願者と御相談されて出したいというようなことがあったということですのでけれども、まずは、今日ないし、例えば、月曜日のうちに提出をしていただいた後に、改めて委員会を開いて、そこで議論をして、恐らく、最短の日程であれば、22日の本会議において、その訂正について可否を、要は採決をするというような流れになるかと思われます。なので、手続上のお話に戻りますが、請願の修正というのは、議事手続上、可能なものではありません。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 砂田委員。
- ◆砂田典男委員 はい、砂田です。それでは、請願、この第3号、今我々がいただいているこの請願ってというのは、一旦取り下げることによろしいですか。
- ◆吉野恭介委員長 事務局。
- 毛利 元市議会事務局局長補佐 取り下げることではなく、その内容を変えるというこ

とになりますので、請願を取り下げずして、その内容について、ここを、こういうふうについて、訂正といいますか、したいというようなことで、それを認めれば、その訂正した内容を基に審議をするというような流れになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 秋山委員のほうから、そういう申出があったので、本来だったら、今日審査をするということだったんだけど、今日は審査をしないということになると思うんですね。一応、修正したものが、今はないわけなので、それがいずれ出てくるということで、その出てきた後に、また委員会を開いて審査をするということになると理解をしましたので、私はそういう申入れがあったので、今日は審査をしないということで、私はいいいいとか、そういう申出に答える必要があるんだなと思いましたが、そういうことでいいんですよね。違うんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。伊藤委員や秋山委員の意向には反対するわけじゃないですけど、この状態での審議はしてもいいのではないかと。その3について、下げろって、誰もまだ言ってない段階で、なぜそうなったかっていうのは、聞いてあげる必要があるのかなということと、私は、3が入っても、おおむね了承したものであったので、なぜ今、まだ審議も始まってないのに下げるのかっていう、その点、何で、その3を削りたいってなったところだけ、御説明をお願いします。

◆吉野恭介委員長 はい。事務局。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 確認ですけれども、今現状として、請願者が、そういった手続をしたいとおっしゃられているというようなことを踏まえるということが、一番、議事手続上の話になりますけれども、そういったような動きがあるということ踏まえると、言ったら、執行部の議案が、例えば訂正をしたいっていうのに、いや、まだ訂正は出とらんけえ、議案の討論をしようやって言ってるのと、今のはちょっと同じ議論になってしまいますので、議論を、質疑をしたいとかいう話になってしまいますので、それを踏まえると、通常であれば、通常の運営であれば、そういうものが出てきてから、また改めて議論をするということになるのかなというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。私も、先ほど秋山委員のほうから、3つ目の項目のことを言われたんですけど、でも、物として、物として出てきてないので、今そうやって言われるけど、ほんまに実際出てきてないと、やっぱり審査っていうのは、なかなかちょっとできないのかなと思って、だから、今日のところは、そういう申出があったので、審査はしないということではないかなと思うんですけどね。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 少し今、加嶋委員のほうから言われたことについて、請願者から相談を受けたのは、3番目については、これは、今々こういうことを取り組んでほしいという内容ではなしに、今後、長期的に、こういう今の任期の形を、今定めのあるものになっているけれども、長

期、これを定めのないように変更を考えてほしいという、今後の、それも、この文面、文書にも書いてありますが、そういうことを検討するというのも導入していただだけませんかという内容なので、ちょっとここは、長期的な内容なので、一番お願いしたいことは、1番目のことと、それに併せて、財源の確保ということが連動しとる2番目、この1番と2番が、一番の請願のお願いをしたいことなので、このことについてだけをお願いをしたほうが、より明確だなというふうな相談を受けたところでもあります。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。すみません。私の理解でいくと、今日は、秋山委員が、請願者からちょっと修正したいと言う申出があったから、本当は今日審査するんだっただけで、その審査はちょっとやめてほしいというかね、やめてほしいって言う言葉がちょっと正しいかどうか分からんけど、今日は審査をせずに、その訂正の文書を、また改めて出すので待ってくださいっていうのが今日だと思うんですね。その文書が出てきてから、実際訂正されたものを、委員会として、それを訂正を認めるっていうか、訂正した文を審査するのかどうかっていうのをやるんが、次の段階なんじゃないのかなと思うんですけど、今日は待ちましようっっちゃうだけじゃないのかなと思うんですけど。

◆吉野恭介委員長 いや、そう言おうとしてるんですけども、待ちましようなんですけども、待ちましようを。この委員会として認めますかっていうことを諮らせてほしいんですけどっていうことなんですけど。星見委員。

◆星見健蔵委員 前回の委員会的时候に、伊藤議員のほうが、やはり今のこの改選期でもあるし、委員のメンバーの中で、やっぱりきちんと採決まで持っていこうということで、私もいろいろと調べる中で、今日に臨んでおるといのが実態であります。ところが、急遽、その提出者のほうが、この文面を多少変更させていただきたいということで、改めて提出をということであります。そういったことを考えれば、今出されておるものを、今どうのこうの審議、審査することは抜きにして、改めて提出された文面によって、審査をすればいいというふうに思っておりますので、私は、その提出者の考えを、私は了とします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私ももう、今、星見委員が言われたように、提出者の意向がそういう意向であれば、それで、その意を酌んで、その次回、新たに提出される部分で審査をすればいいのではないかなと思います。それは了とさせていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。すみません、新人議員のためですね、事務局に、念のため、スケジュール案ですね、今日以降、どういうふうに議会、委員会、議長、取り扱っていくことになるのか、案を、今ではなくても、今日中に示していただきたいと思います。今日は、この場は。

◆吉野恭介委員長 いや、示す準備はしてますので。事務局から示してもらいます。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 まず、訂正の、恐らく、ものが出てくるというようなことであります。今日訂正の動きがあるということで、一度審査を止めましようということで、確認をしていただいたということでもあります。その確認をもって、じゃあ、今後のスケジュールで



すけれども、多分、秋山議員さんが請願者にお願いをして、今日ないし、あるいは月曜日中に、議長に対して、訂正の、いわゆる届出を恐らくされるであろうというようなことを想定しますと、21日の午前中に、その訂正の届出が出てきたタイミングで、その訂正を、そもそも認めるかどうかという議論を、まず委員会でしていただくことになります。その後、翌日の9月の22日になりますが、その本会議の中で、じゃあ、この請願、請願者から出ている訂正、要は、今、秋山議員さん言われた、3番目の項目を落とすことについて、要は採決をしていただく、その採決が通った後に、また決算の特別委員会の分科会の合間を縫って、総務企画委員会を開催いたしまして、その訂正が通った場合の話ですが、訂正が認められた場合ですけれども、認められた請願について、審査を改めてするというようなことになります。その後、採決は最終日のほうで、最終日の本会議内で、採決を採るような流れになるかなというふうに思います。はい。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 砂田委員。

◆砂田典男委員 砂田ですけど、今の事務局の説明によりますと、21日午前中っていうことですけど、公務優先ってのが第一なんですけど、21日は3時から議運ということで、午前中が空いてたものですから、私は2件スケジュールを入れてたんですけど、例えば、美保地区・美保南地区の戦没精霊祭に出席するようになってるんですけど、やはり、それは公務を優先すべきですよ。

◆吉野恭介委員長 はい。

（「公務優先」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 当然だと思いますが、事務局、御意見ありますか。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 恐らく、スケジュール的に、本会議にかけようと思いますと、3時の議運に、要は結論を出さなければいけません。したがって、先ほどの私案として、21日の午前中と申し上げましたが、それまでに委員会を開催して、結論を出さねばならないことになります。ですので、あくまでも21日の午前中という日程は、そういうような予備日といえますか、予備日が空いていますので、そういうふうに申し上げましたけれども、それまでに、要は21日の3時の議運までに、委員会として結論を出していただければよろしいのかなと思います。あとは、いつその訂正の申出が上がってくるかどうかというようなことになるかと思えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 皆様には、ありがとうございますし、その21日ということで、今、案が出ておりますので、私のほうは、請願者に、今日のうちに、もう早々に、訂正の内容のものを議長に出せるようにお願いをしようと思いますので、今の事務局からありました、21日の午後3時までということですから、よろしければ、各委員の皆さん、それぞれに、今、砂田さんが言われたように、スケジュール等も既に入っておられる方もありますので、皆さんが出席可能な時間帯を決めていただけたらいいかなと思ったところであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 砂田委員。

◆砂田典男委員 午後1時からの審議じゃ、間に合いませんか。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 午後1時だとちょっと厳しいかなと。というのが、議運の資料をまとめて、やはり、討論やなんかを作っていくとか想定しますと、どれぐらいの議論をされるのかどうか分からないんですけども、ちょっと1時で、じゃあ、その議論が結論が出て、要は委員会のこの訂正について、丸かバツかというようなところが、議論ができるのが、終わるのがいつになるのかどうかという辺りも、ちょっとある程度見通しを決めていただかないと、なかなか厳しいかなというふうには思いますので、ちょっとその日程につきましては、今日の最後でも御議論していただいたほうがよろしいかと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。砂田委員、今のところは公務優先ということで、ちょっと御検討いただければと思います。また再度ね、はい。今日の終わりに、はい。諮りましょうか。この件はよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。秋山委員、よろしくお願ひします。これで総務部を終わります。ありがとうございました。

#### 【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、企画推進部に入ります。

まず初めに、高橋部長に御挨拶をいただきたいと思います。高橋企画推進部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。企画推進部長の高橋でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。本日は、議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算について、説明については、先般9月7日にいたしておりますので、本日は、審査をよろしくお願ひいたします。

それから、前回の委員会で、環境大学に関して、幾つか御質問をいただいております。本日、お答えのほうをさせていただきたいと思いますので、この後、よろしくお願ひいたします。説明等は担当課長が行います。どうかよろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

#### 議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。加嶋です。事業別概要書16ページ下の段、市政広報費に対して意見させていただきたいところが、この目的及び効果のところですね、ここに、今定例会で、椋田議員の一般質問にあったんですけど、アフターコロナ、ウィズコロナというような文言が出てきていると。こういった、時代によって変わる言葉を多用すべきではないのかなと。事業別概要書で言えば40ページ、市議会事務局の調査研究費のどこなんですけど、ここの事業の目的及び効果というのも、もう少しこういうふうに抽象的に趣旨を書いて、具体的なものは、もう事業の

内容であるだとかに、とどめるほうがいいのではないかなという、なものを思ったところであります。そこでお尋ねするんですけども、この各課によって、書きぶりがすごく、個性があっていいとは思いますが、このタイムリーな言葉とかはあまり用いられず、もう少し世代を通してでも、分かりやすく、短い文言に、この事業の目的及び効果の欄の記入を統一されるよう、検討されてはどうかと思いますが、その点どうでしょう。

◆吉野恭介委員長 松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。委員おっしゃるとおり、その時々で、はやりの言葉等あったり、状況を表す言葉で、いろいろ言葉が使われていまして、そのことが、その事業を説明する上で、分かりやすいかなと思って使ってる部分もあるんですけども、そういった、今委員のおっしゃったような、もう少し抽象的な言葉でっていうふうなところがいい部分もあると思います。そうですね、事業別概要については、各課がどうしてもそれぞれが作成するもので、事業の内容について、分かりやすく言葉を、平易な言葉で使うようにしているところとして、今回のこの市政広報費の事業につきましては、コロナの交付金ということもありまして、事業別概要のほうに、そうしたコロナのものなんだというような、新型コロナウイルスの事業なんだっていうところが表れるような表現にさせていただいているところです。今後、作成に当たりまして、そうした点も注意しながら作っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑はありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 事業別概要書 16 ページの上段のマイナポイント事業費ということで、マイナンバーカードの推進を、ずっと鳥取市も努力しておられるわけです。それで、昨日ですかね、椋田議員の質問の中で、そのマイナカードの普及率に応じた地方交付税とかですね、そういった部分のことが、云々ということがあったわけですが、鳥取市も今、全国並みか、それに近い数字、5割近くになっておると思うんですけども、全国の普及率というものがどういう状況なのか。

それから、そういった交付税に、その進捗状況によって分け隔てがつけられるようなことが国から行われて、実際に行われているのかという点についてお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室室長 はい。デジタル化推進室、上田です。お尋ねいただきましたマイナンバーカード、全国の普及率でございますけども、今年度8月末現在でございます。全国平均が47.4%でございます。また、御紹介いただきました鳥取市は49.5ということで、全国平均は上回っているというところでございます。

それから、交付税、カードの普及率が交付税に反映されるお話がある件でございますけども。この内容につきましては、詳細は国のほうで検討中ということでございますが、国のほうが6月に閣議決定されました、デジタル田園都市国家構想基本方針というものに、そういった視点を交付税に盛り込んでいくというようなことを打ち出されておられるということで、今年度につきましては、まだ何かこう措置されてるという状況ではございませんけども、次年度以降、そのような動きが出てくるのではというようなふうに、今考えているところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 一応、私としては、要望ですけれども、やはりこのマイナンバーカードの普及拡大というのは、国が求めているということは、これは紛れもない事実でありますけれども、ただ、あくまでも、これは強制ではないわけでありまして、いかに市民の皆さんに協力をいただいて、普及を促進していくかということに、鳥取市自ら努力を重ねておることだというふうに思うんですね。そういった中にあり、全国もやっぱり一律、同じような状況にはないと思うんですね、その普及状況も。そういった中で、やはり交付税に影響があるとかね、そういった国の脅しのようなことは絶対許されるものではないわけで、その辺のところは、しっかりと国にも申し込みたいというふうに、私のほうからもお願いをしておきたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今回のこの予算は、労働者派遣委託、3名増員っていう分と、あと端末機っていうことなんですけど、ちょっと内訳を教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室室長 はい。デジタル化推進室、上田でございます。予算の内訳でございますけれども、派遣労働者、労働者派遣の委託料としまして、内訳は339万2,000円でございます。こちらにつきましては、労働者の3名のスタッフの方が、12月まで、8月1日～12月まで来ていただけるというもので見積もっております。併せまして、その増員に伴う端末の、こう携帯電話回線を使って、インターネットに接続して手続きしますので、その回線使用料、同じく8月～12月までの5か月分ですけども、7万5,000円という内訳になっております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。内訳は分かりました。毎日エレベーターで2階に降りて、結構人が行ってるなど見とるんですけど、先ほど星見委員が言われたように、私は、そもそも大体マイナンバーカードには賛成じゃないんですけど、このマイナポイントっていうのは、カードを作った人っていうことで、総務省がそうやって、その普及率で地方交付税どうのこうのっていうのは、やっぱりそれはけしからん話で、大体、国が令和4年度末には、ほぼ全国民がカードを持つんだっていうような、そういったことを勝手に目標を掲げたわけで、そうやって各自治体、追い立ててるわけですよね。その結果、そうやって地方交付税に何か色をつけるとか削るとかね、そんなことを言い出したわけですよね、初めそんなこと言わずに。だから、すごく国のやり方っていうのは、大体がそうなので、本当にそんなことで、さっきも本当に星見さん言われて、そのとおりのんだけど、分け隔てなくじゃなくて、分け隔てるという、そういうやり方は、自治体として、これはおかしいから、もう絶対やるなっていうことは、しっかりと私、言っていたらいいと思いますので、あらゆる機会を通じて、それは、しっかりとその声は上げていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでした。そのほか質疑はありますか。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私も、このマイナポイント事業費のことで、ちょっとお伺いしたいん

ですけれども、本当に2階、かなり人が混んでてと思うんですけれども、マイナポイント自体が、まず、今月いっぱいまでにカードを作った方が、ポイントを申請できる対象なので、必要な方は、今月いっぱいということになろうかと思うんですけれども、まず1点は、この8月～12月までの派遣、労働派遣、労働依頼っちゅうことでありますけれども、申請そのものは2月末、来年の2月末まで可能ではありますけれども、カード申請が今月末までの方が対象であるので、12月末ぐらいまでであれば、年明けたら、そこまでの申請件数はもう少ないから、それぐらいでいいだろうっていうふうに思ってた12月までの任期になってるのか、まず、そこ1点と。

あと、これは、実際ちょっと高齢の女性の方からお伺いした話ですけれども、それこそポイントを申請しようと思って来た。ちょっと距離あるんですけれども、バス等で、公共交通使って来られたんですけども、キャッシュレス決済、たしかもうされてみたいなんですけど、僕もあんまり詳しくよく分かんないんですけど、申請をするときに何か、何か情報、IDとか何か要るんですかいね、これ、そのキャッシュレス決済に係るものがね。そういう情報を全く準備してない状態で来られてて、結局、その場で申請ができずに、また帰って、再度いらっしゃったということで、結構文句言われてね、それで、ええ。いうところがあって、実際、そういうことが、結構な件数が起きてたんじゃないかな、今もまだ続いているので、起きてるんじゃないかなっていう気がしておりますね。その辺りのちょっと状況が、今どういうふうになっているのか、その辺りについて認識されていらっしゃるんでしたら、今、それに対してはこういうことで対応してますっていうような、そういうことをしておられるんでしたら、ちょっとその辺り、現状を聞かせていただきたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室室長 はい。デジタル化推進室、上田でございます。まず、2点御質問いただきまして、1点目のカードの申請期限、今月末までで、その派遣労働者、12月末まで見込んでるけど、その考え方どうかというところでございます。議員もおっしゃられましたけども、9月末が、まずカードの新規取得の期限ということで、実際のカードを受け取られる時期が、大体一月ちょいぐらいという期間がかかっておりますので、そこを踏まえまして、11月、さらに、念のため12月まで増員をちょっと見込んでみたというところでございます。基本は、最初の会計年度のスタッフがおりますので、その3名を標準と考えて取り組もうと思っております。

それから、2点目の高齢の方で、バスで来ていただいて帰られたということで、何か少し御苦労をおかけしたなというふうに、今思っているところなんですけれども、現場の状況としましては、一番多い、そういう、何でしょう、何か足りてないものがあるという状況については、マイナンバーカードのパスワードが分からないというのが一番多いです。それにつきましては、御覧のとおり、2階のちょうど会議室のほうに、市民課のカードの交付窓口がありまして、そこに御案内して、もう一回、再設定をすぐできるようにさせていただいております。一番多い問題については、それでこう柔軟に対応させていただいてるところでございます。

あと、先ほどおっしゃっていただいた、何かこう申請のときに、できずに帰っていただいたっていうのが、ちょっと何か分からないところもあるんですけれども、もしかすると、いろいろ

なそのキャッシュレスのカードがありまして、その、実際にあった話としては、カードの裏に番号が書いてあるんですけど、それをこうシステムに登録して、初めてひもづけできるんですけど、それがこすれて、ちょっと分かりづらくなってたというようなこともありまして、いろいろなケースが考えられるんですけども、その民間のカードのほうの何かしら必要な情報が、どうしても確認できなかったのではというふうに推測させていただいております。はい、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。なかなか広報ucciゅうか、隅々まで周知っていうのは、もうこれに限らず、とっても難しいことだとは思いますが、やはり、結構遠くから、この本庁まで、2階でやとられるからということで、窓口でね、やっぱりどうしても、やっぱりポイントがある以上、やっぱり頂こうかなということで、いらっしゃるわけですけども、わざわざ来られたのに、そういうところで、その場で申請ができずに、改めてまた登庁しないといけないというようなことっていうのは、ちょっとやっぱり申し訳ないなという気持ちもありますね。その辺り、ちょっと事前に、こういうところがちょっと注意をしてくださいますか、こういうことで来ていただいて、もう1回でそれが、処理がスムーズに終わるような形、なかなか難しいと思いますけど、その辺りの広報といいますか、周知っていいですか、それ、ちょっと改めて何とかお願いをしたいなというふうに思って、ぜひ、こういうマイナポイント事業、やっとなるわけですから、こういうコロナの対応の意味もありましてね、やっぱり1人でも、1人でも多くの方に、対象の方は受け取っていただきたいという気持ちはありますので、そういうところも、ちょっともっと丁寧にやっていただきたいと思います、はい。以上です。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。さっき、星見委員、伊藤副委員長、それから、本会議では椋田議員が取り上げられた、その反対していくっていうことを言っとるわけだけでも、企画推進部長に尋ねたいけれども、上田室長が、さっき少し説明してくれましたが、今年度は影響がないけれども、既にもう、既に国のほうは、来年度の予算編成に入るとるだろうと思います。早々に食い止めんといけん話だと思うんだけど、具体的には、どういうふうにして食い止めていくですかいな。例えば、平井知事なんか、全国の知事会長、知事会の会長でもあったりもしたり、その市長会だ、何だあ、いろんな全国団体等々もあるわけですけども、そういう動きをするというだけの話では、止めたということにはならんわけですし、変更させたucciゅうことにはならんわけですし、実際に実行されたら、どうやって反論、反撃をしていくかということまで考えて取り組まんと、戦わないけんじゃないかいな。もう早々の話だと思うけど。3か月、半年先の話じゃないと思いますが。具体的な戦い方、取組、行動、実施内容、聞かせていただきたいと思っています。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。現在のところ、具体的に、いつ、どの時点で要望というところまで話はできておりませんので、どういった方法がいいのかっていうのは、考えていかないといけないというふうに思います。県のほうに要望ということもありますし、タイミング、ちょ

っと考えさせてもらって、これ、全国的な話ですので、ある程度、何ていいますか、連携してやっていくことも必要だろうと思いますので、ちょっとそちら、方法については検討させていただきたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 いつ頃までに頑張らんといけんですかいな。来年に入ってから動いたって、もういけんわけです、今年のいつ頃までに、国の方針転換させないけんですかいな。そこが、そこがもう分かるとの話だと思うけど、そこに向かって変更させないけんわけです。

◆吉野恭介委員長 高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。タイミングの話とか、ちょっと私も、どの時点までにというふうな期限のところまでは承知してなくて、これについては、行財政改革課と、財政当局のほうとも相談をしながら進めていくべきだろうなというふうに思いますので、協議のほうを、まず内部です、どういった対応が取れるのか、市長のほうも申す、物申すような形で答弁しますので、その点について内部で協議させてもらって、また対応したいと思います。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。事業別概要にも、うたってる、まずはここの内容で御議論をいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。そのほか質疑ございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 債務負担行為の分で、ネットワーク関係なんですけど、すみません、この、どういうふうに変えていこうとしてるのかを、改めて説明いただけますか。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

◆吉野恭介委員長 はい。情報政策課、山根でございます。ネットワーク強靱化で、何を具体的にするのかということで、今現在の状況と、今後という話でちょっと御説明させていただきたいと思いますが、まず、平成27年、今の現在の状況なんですけれども、これは、インターネットから、いろいろウイルスとか、侵入とか、そういったことがあるということがありまして、それで、実際やってきましたのが、我々が一番重要なシステムとして思っております、住民情報系の、要は個人情報ですね、個人情報を取り扱う業務につきましては、そういったインターネットから分離するというのを、今までもやってきております。したがって、全く違う、インターネットからは違う形での業務になりますので、パソコンが2台必要だったりとか、そういったことが今まで起きてまして、このたびの改善ポイントになるんですけれども、一番大きかったのが、業務上のセキュリティーというのは、十分機能して保たれてきたということは実証済みなので、この部分については、踏襲してやっていきたいと思っておりますけれども、反面、その見直しをする点という部分ですけれども、これは、業務の効率化という部分でございます。例えば、メールの、メールで市民の方から情報を頂いたりしたときに、その添付ファイルが、すぐに拝見させていただくことができなかつたりとか、それとか、そういった、業務上、効率化をちょっと、効率化を阻害しているものっていうものがありましたので、このたびの見直しでは、前は初めてでしたので、全国的にそういった不合理というものが明らかになりました。それが、このたび、いろいろなメーカーさん、ベンダーさんの技術革新で、新しくそういったものを、少しでも効率化できるような、セキュリティーを保ちつつ、効率化を

図るというような機械が出てきましたので、そういったものを導入して、今までのセキュリティーの機能は生かしつつ、効率化も改善していくというような形をやっていきたいというふうに考えておるのが、大きな変更点でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 だから、これまでの取組で、セキュリティーについては、基本、問題はないんだけど、効率化のほうで、やっぱりちょっと、もうちょっとスムーズにっていうような点を変えていくというために、何年かかけて、この期間かけて替えていくっていうことになるわけですね、一遍にばっと、単年度でできるわけじゃなくて。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。システム自体は、来年10月には、一気に替える予定にしております。このたび、負担行為、債務負担行為で上げさせていただきましたのは、来年10月に新しいシステムに切り替えるに当たりまして、その事前の業者選定であるとか、そういった契約行為に、早く、今年度から着手させていただく必要があったものですから、複数年での債務負担という格好で上げさせていただいたものです。さらには、その来年10月にはシステムを入れるんですけど、すみません、9月ですね、すみません。9月には入るんですが、そこに入れましたシステムの使用料というのは、リース期間、リースで使用料を支払っていく形になりますので、債務負担の期間で上げさせていただいてる10年までの使用料をずっと払っていく必要がありますので、そういった期間を設定させていただいたというものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 いいですか。はい。そのほか質疑はありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、環境大学の説明。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、戸田です。先週の委員会で報告させていただきました、環境大学の業務の実績に関する評価におきまして、加嶋議員さん、伊藤議員さんより御質問をいただいた件につきまして、御回答をさせていただきたいと思っております。

初めに、加嶋議員さんの御質問ですが、付議案は63ページです。63ページの下から3行目、4の情報公開と広報活動というところで、大学の評価を高めPRにつながるマスコミへの掲載数として、数値目標、毎年度マスメディアに50件以上の掲載を目指すと言われていながらも、情報提供件数は、令和元年度以降、50件にも満たない状況となっているが、なぜ減少しているの



かと、そういったような御趣旨の質問であったかと思えます。はい。お答えさせていただきます。環境大学におきましては、例年、講演会ですとか、研究発表会、公開講座などの催し・イベントを実施しておりまして、周知、集客を図るために、マスコミへの情報提供を行っております。ただ、近年におきましては、学生主体のイベントの中には、学生自身がインスタグラムなど、そういったものを使って自主的に情報発信することというのも出てまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、様々な対外活動が制限を受けております。各イベントに関する発信が減少したことが要因となっているものというふうに考えております。答えとしては、以上でございます。続きまして、伊藤議員さんの質問、2問いただいております。付議案の36ページの県内入学率に関連した質問であったかというふうに思います。初めに、令和元年度に、大学にいた県内入学者促進コーディネーター、こちらが、令和元年度で退職されまして、令和2年度は、学長等が県内高校へPRされていると。その実施方法がよくて、令和3年度も、学長が県内高校を回って成果が出てきたのかということと、また、県内入学者促進コーディネーターは探しているが見つからず、やむなく学長が回っているのかというような御趣旨の質問であったかというふうに思います。回答させていただきます。まず、県内入学者促進コーディネーターでございますが、これは、県の教育委員会と連携した、県内高校への働きかけを強化するために、平成30年度に配置をされたものでございます。令和元年度には、退職をされておりますが、以降、令和2年度には、教職員共同で高校訪問等実施されまして、さらに令和3年度には、入試の実施・運営や、高校訪問、進学相談等を行いますアドミッションセンターというものを設置いたしまして、受験生への幅広い広報など、組織的に実施する体制が整えられたところでございます。

令和3年度におきましては、学長が県内全高校を訪問されましたけれども、これは、令和3年度入試から実施している、県内学生に限定した新たな入試制度、これを周知するためのものでもございまして、県内高校に、環境大学への理解を深めていただくことなども目的に行われたものでございます。このほか、アドミッションセンターによります進学相談会や、高校内ガイダンス等の場で、直接受験生や、その保護者、高校教員などと接し、会話をいたしまして、積極的に環境大学の情報提供を行うなど、県内学生の入学促進策として、様々な取組が行われております。県内入学率の向上は、この学長自身の取組も含めまして、総合的な取組の成果だというふうに考えております。

ちなみに、令和4年度には、県内高校の校長経験のある2名の方を、県内入学者促進コーディネーターとして雇用しておられるということで聞いております。2問目の答えとしては、以上でございます。

続いて、最後になります。こちらは、付議案の46ページのナンバー134の評価点2となっております。CO<sub>2</sub>排出量を年間1,000トン以下の達成に向けた取組、これについて、そもそも1,000トンと設定した根拠はというような内容だったというふうに思っております。お答えさせていただきます。第2期中期計画は、平成29年度に作成しているものでございます。CO<sub>2</sub>排出量の年間1,000トン以下を目指すという目標は、直近の実績となります平成28年度、1,005.8トンを基に決められたものでございます。説明としては以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御意見ありますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。調べていただき、ありがとうございました。よく分かりました。私、環境局に環境大学生が研究成果を伝えるっていうのを、一度だけ傍聴ができたんですけども、それ、いつどこでやるかっていうのが、なかなか議会のほうにもリリースはなくて、そういったものを、例えば、バードFMで出演してもらったりだとか、広報室のSNSで発信してあげたり、シェアしてあげるっていうことも、報道提供になるのかなと。1年っていうのは52週間あります。週に1回の発信ができれば、50回は達成できると。それで、多分50になってると思いますので、そこを何かお手伝いできることは、3階の皆さん、あると思うので、助けてあげてもいいのかなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ありがとうございます。よく分かりました。目標については、なるほど、直近で決められたんだなど。だから、今度、次を決めるときは、またその直近を参考にしながらされるのかなと思うんですが、ちょっと私が思ったのは、設備が古くなってくると、なかなか効率が悪くなって、CO<sub>2</sub>がいっぱい出てきたりとか、そういうこともあるので、県と市が設置してる大学だから、本当にCO<sub>2</sub>の削減を目標に掲げてやっていくのであれば、そういった支援っちゃうのかな、そういったことも含めて、実現のために、県と市も力を合わせんといけないと思いますので、その点は、よろしく願いして、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。ありがとうございます。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございます。委員の皆様は、次は市議会になりますので、御準備をお願いします。

#### 【市議会】

◆吉野恭介委員長 それでは、市議会の審査、議案審査に入りたいと思います。

まず初めに、保木本局長に御挨拶をいただきたいと思います。保木本市議会事務局長。

○保木本英明市議会事務局長 はい。総務企画委員会の皆さん、大変お世話になっております。本日御審査いただきますのは、先回説明をさせていただきました、委員会視察の関係の中止決定をいただいたことに伴いますの減額補正の予算計上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、質疑に入ります。説明については前回いただいております。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、これで市議会を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 それでは、これで昼にしたい、休憩に、休会にいたします。午後の再開は1時、午後1時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午前11時46分 休憩

午後0時58分 再開

#### 【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆吉野恭介委員長 それでは、会議を再開いたします。市民生活部に入ります。

まず初めに、鹿田部長に御挨拶をいただきたいと思えます。鹿田市民生活部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部長、鹿田哲生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、先週9月の7日でございますが、本委員会で2件の議案につきまして御説明申し上げたところでございます。この2つの議案につきまして審査いただきますとともに、追加提案ということで、議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算、案件1件ございまして、青谷町総合支所の庁舎に関するものでございます。御説明申し上げまして、御審査いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、議案審査の後でございますけれども、1件報告案件を予定させていただいております。お時間頂戴いたしまして御説明申し上げたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案審査に入ります。議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 事業別概要書の18ページの上段の家庭ごみ有料化事業費についてなんで

すけど、原油価格高騰の影響によるごみ袋作製費の増額ということで、2,800万なんですけど、この補正額っていうのは、これまで今年度入ってから、今年度、令和4年度に作る袋の総数ってありますよね。もう既に入札も終わってる分があるから、作られてる分があると思うんですけど、今現在、何ぼ作られてて、結局は残り何ぼ作らんといかんのかっていうのを、ちょっと教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 廃棄物対策課、上田です。御質問いただきました4年度の、本年度作製をする袋でございますが、当初、今年度作製をする袋ですが、可燃ごみの袋とプラスチックごみの袋があります。それぞれ、もう大きさがあるんですが、ちょっと細かいですけども、可燃ごみの大袋45リットルの袋ですが、これを、今年度当初でいきますと200万枚予定、これは製造の予定数ですが200万枚、中の30リットルが300万枚、小の20リットルが120万枚、極小、これは10リットルですが、これを60万枚を作る予定にしています。それから、プラスチックごみのほうは、プラスチックごみの指定袋は、大袋45リットルが120万枚、中の30リットルが同じく120万枚、小の20リットルが35万枚を作る予定にしておりました。

これは、毎年、年に3回に分けて入札をして、3回それぞれ納品をしていただいとるんですが、在庫を見ながら、在庫を倉庫のほうに保管をしながら、その商品の袋の出具合を見ながら調整をしているというところでございまして、今年度第1回目の入札、これは既に終わりました、納品が済んでおるところであります、1回目の入札で作製しております枚数が、可燃ごみ大が80万枚、中が135万枚、小が50万枚、極小が30万枚、プラスチックごみの大が55万枚、中が55万枚、小が15万枚ということで、これは作製を終わっております。

第2回目の入札も、このたび8月の下旬に終わっております、8月につきましては、第1回目で、第1回目の入札で、入札金額が3,163万8,750円ということで、当初、袋を作製するに当たって予定をしておりました予算は、5,200万を当初予定をしておまして、1回目で、先ほど申し上げました枚数の印刷で、3,160万余りを使用しているということで、第2回目につきましては、枚数を少なく、残が少ないですので、作製をしております。今、2回目で入札を終えてます袋の枚数ですけども、大、可燃ごみの大が50万枚、中が65万枚、小が25万枚、極小が10万枚。プラスチックの大が25万枚、中が30万枚、小が5万枚ということで作製をしております。

あと、残りは予定を見ながら、当初予定をしておりましたそれぞれの枚数分を、印刷が必要だろうというところで予定をしておりますので、今回提案をさせていただいてます補正予算を承認いただきましたら、その在庫の状況を見ながら作製をしていきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。数は分かりました。それで、一応8月の入札も終わってるってことなんですけど、8月の金額は幾らでしたか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田光徳廃棄物対策課長 はい。8月の入札の落札の価格であります、合計額が1,513万500

円、これが、先ほど申し上げました、印刷枚数は少ないんですけども、第2回目の金額であります。ちなみに令和2年度、令和3年度と、それぞれ、各袋の1枚当たりの単価でいきますと、例えば大の袋でいきますと、令和2年度は3回に分けて入札をしてるんですが、この3回の平均は、可燃ごみの大の袋で4.83円ぐらいで、令和2年度は入札、落札をしています。令和3年度が、同じく可燃ごみの大の袋で5.34円が金額であります。

令和4年度、令和4年度の第1回目の大の袋、これが、可燃ごみの大の袋が8.4円という具合に、もうかなり単価が上がってきているという状況で、補正予算を上げさせていただくとこなんですが、第2回目、第2回目は8月末に終わったんですが、8月末の大の、可燃ごみの大の袋が少し落ちたっていいでしょうか、7.9円ということで、昨年、一昨年に比べると1.5倍とかいうような形で上がってきているというような状況です。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 債務負担行為の、49ページの事業別概要の、青谷上寺地遺跡地域学習環境整備補助金ということで、県外から青谷高校に入学した学生に対して、生活費の一部を補助するというので、限度額36万ということで、1万円の12か月の3人ということで、5年度の入学の生徒募集に対しての予算であります。これが単年度で考えておられるのか、継続的にこの事業は進めていかれるのかということ、まずお聞きしたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中でございます。債務負担行為を継続してやって続けていくかということのお尋ねだと思うんですけども、この債務負担行為は、来年度、令和5年度に予算要求を行いまして、その後に補助制度を創設していくことになりましかれども、次年度は全くその担保、次年度の予算というのは、まだ担保されたものではないということですので、引き続き、債務負担行為というのは要求していくものと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 ということは、私は、こういう事業を継続的に進めていくという考え方であれば、毎年3人程度受け入れるということになれば、やっぱり当初からの予算を当然予算化していかないけんということにもなるわけで、3人が2年目には6人になり、3年目には9人になるということで、当然予算も増えていくことになるわけですね。それで、この事業を、最近高校野球を県外から生徒をどんどん入れて、甲子園を目指すというような学校も増えてきておるようなことですけども、この事業自体は、そういう考えで、青谷高に受け入れるという考えではないということだけは思うところですけども、この事業自体を進めていく上で、私はもう将来的に、考え方から言えば、遺跡のそういった修復、調査やそういう研究というものに、実績に関わるということじゃなしに、やはり将来的には、高校を卒業した後に、地元就職をしたりとか、移住定住に結びつけたりとか、そういうことも、ある程度目的に考えられたことなのかなという思いがするわけですけども、この事業の本来の目的、そういったものを、ちょっと改めてお聞かせいただきたいとします。

◆吉野恭介委員長 田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。青谷地域におきましては、この青谷かみじち史跡公園の整備に伴いまして、この遺跡を有効活用して地域を活性化していくということで、関係団体や地域住民と連携して、様々な取組を行っておるところでございます。その中で、この青谷高校は、この新たなカリキュラムを創設されて、1年次～3年次まで継続的な歴史学習を履修できる体制を整えておられたということで、全国でも希少な取組に対しまして、県外から興味を持って入学していただく生徒への支援を行うということは、青谷地域の魅力を県外に発信して、言えば、その先の人材育成ですとか、将来の就労や地域貢献につながる取組というふうに考えておりました、この制度を創設、創出するものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑。石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。私は1点、青谷上寺地遺跡の地域利活用運営事業費について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。とっとり弥生の王国青谷かみじちフェスタの公開放送ということで55万円ということで、説明いただいておりますけれども、県と市の合同開催ということでもあって、いろいろ制約があったりするのかも分かりませんが、FMラジオで生中継ということになっておりますけれども、何でラジオだったんだろうかなというところが。例えば、動画といいますか、映像でというようなことの手段もなかったのかなと思ったり、正直、この青谷上寺地遺跡が、私も、それこそもう長年、この施設については整備が期待されていて、いよいよガイダンス施設も明年の秋にはっていうところの中で、青谷も、なかなか人口減少していく中で活性化の1つの大きな施設として期待されるところだと思っておりますけれども、ちょっと何でラジオだったのかな、その辺りのところというのが、動画配信とかいうようなことの手段が1つなかったのかなというところが、そういうところが検討がなかったのかどうかというところが、まず1点お伺いしたいのと、それから、キャラクターの広報グッズ、のぼり旗100枚、公用車用マグネットが100個ということで、数はそんなに大きな数でないと思っておりますけれども、多分これ、青谷地域周辺に立てられるものなのか、それから、公用車用のマグネットが100個といっても、1台に、公用車1台に1つ貼り付けるのか、両サイド、後ろとかで貼り付けるのか、広く周知しようと思ったら、例えば本庁にも当然公用車いっぱいあるわけで、全体言えばですね、どの辺りの公用車まで、その辺りのマグネットで表示っていいですか、周知を図っていくように考えておられるのか、ちょっとそこをお聞かせいただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。まず、情報発信の手法、方法として、なぜFMラジオだったのかということでございますけれども、この青谷かみじち史跡公園のオープンに当たりまして、市内及び青谷地域への効果的な情報発信の方法というようなことで、県とも協議を行ってきたところなんです。県は県で、この青谷上寺地遺跡と、妻木晩田遺跡と、とっとり弥生の王国というようにくりで、ユーチューブでの動画制作、公開ですとか、この前説明させていただきました、そっくりさん大集合ですとか、イラストデザインの制作というようなことで、県内外に広く情報発信をされているところなんですけれども、市内、青谷地

域への浸透度がちょっと低いんじゃないかというような協議の中で、現在、FM鳥取が、鳥取市役所の本庁舎内にスタジオを持っておりまして、コミュニティー放送局ということで、本市の様々な行政情報を発信していることから、今回の取組に協力していただけないかということをやちょっと相談させていただきまして、そのときに、事前告知ですとか、当日の生放送ですとか、再放送も含めて対応していただけるということで、生放送なんかをできると、地元の方々にインタビューしたような放送が生で流れたりして、非常に臨場感が高まるんじゃないかというようなことで、FM鳥取を選ばせていただいたということです。

それから、マグネットシートでございますけれども、マグネットシートは、今、A3サイズのを1枚ということで想定しておるんですけども、市役所の公用車が、全部で多分120台ぐらいあると思うんですけども、この公用車の片面に1枚ずつ貼ろうかということで、今は考えておるところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。公開放送の部分については、県は県のほうで、そういう形で上寺地だけに限らず、県全体のほかのしている部分も含めた形で発信をしていこうとされてるといところの中で、それは、せっかくケーブルがありますもんでね、ケーブルテレビが、例えば後日でも、そのフェスタの中継の映像とか、それを、例えば当日生ではないにしても、再放送というか、後からでも、こうでしたっていうのが、例えばケーブルで映像として流していくっていうようなことも、1つあってもよかったんじゃないかなというふうに思ったりしまして、その辺りっていうのも考えていけるのであれば、検討してもらえたらなと思ったりしたところで、これは意見でございます。結構です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 佐治の総合支所なんですけど、ちょっと私、説明聞き漏らしてるかもしれませんが、漏水の点検をしてたら、ここに修繕するってある空調配管とか、配電設備等が破損してるってことが分かって、今回補正予算が上がってるんですけど、その漏水そのものはどうだったのか、大丈夫だったんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 下田支所長。

○下田俊介佐治町総合支所長 はい。佐治町総合支所、下田でございます。漏水そのものは特に問題なく止まっておりますので、その部分についての修繕費というのは必要ないと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 それは分かりました。それで、今年の5月上旬に、その漏水箇所点検を行っているわけなんですけど、すみません、これ、年に一遍されてるのか、毎年同じようなこの5月上旬というときに行われてるのか、その点、教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 下田支所長。

○下田俊介佐治町総合支所長 はい。佐治町総合支所、下田でございます。漏水の点検を定期的に行っているわけではなく、たまたま漏水が発生しておったので、業者さんをお願いして点検というか、確認をしていただいたと。漏水はよかったんですけど、今回補正をお願いしているよ

うな状況が発見されたということでございます。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。

◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第112号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第125号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第125号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。議案第125号について質疑します。まず、発展計画の51ページです。脱炭素社会の実現ということですが、この項目が、ゼロカーボンシティへの実現というものが、この計画に盛り込まれている、そもそもの理由を伺います。

2点目です。54ページ、その実現するための対策、脱炭素なまちづくりの推進ということが書いてあるんですけども、黒い四角の2番目、公共交通のところなんです。利便性の高い交通ネットワークの構築を目指すほか、低公害バス等、環境に優しい省エネ交通システムの普及も推進していくとあります。具体的に、これは事業化されているのかをお尋ねします。

3点目です。同じページ目の黒いポツの一番下ですね、化学肥料、化学合成農薬をというふうにあります。一般質問で、星見委員も過去にマルチのことだとか言われたことがあるとは思いますが、この農業従事者の方に、こういったものを推進していきますよっていうことの理解と合意形成を図る所管課はどうなっていくのかお聞きします。3点お尋ねします。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明次長兼地域振興課長 はい。地域振興課、漆原でございます。加嶋委員さんから、ただいま質問がありました3つの質問でございますけども、まず、1点目でございますけれども、この脱炭素社会の実現っていう項目でございます。これ、もともと出典が、鳥取市環境基本計画からの出典でございます。今回、新たに、なぜ盛り込まれたかっていいますと、これは、実は過疎地域の持続的発展計画に関する措置法がございまして、総務省のほうから、昨年度の法改正に伴って盛り込む項目として定められたものでございます。1つには、SDGsの観点、それから、誰も取り残さない社会の実現というような観点から、こういったものが盛り込まれたんではないかなと考えております。

続きまして、利便性の高い交通ネットワークのとございますけれども、これは、今現在進め



ておりますのが、例えば共助交通の部分ですね、こういったものを過疎の地域での推進を図っていくというようなところで、現在考えているような状況でございます。

最後の農業従事者の理解と合意形成を図る所管課でございますけれども、こちらは、多分農政企画課と、農林水産部の農政企画課が、そこを担当しているのではないかなと考えております。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。質問を重ねます。3ページ目です。3ページ目の（2）人口及び産業の推移と動向ということで、この一番下の段落、下から4行目ですね、第2・第3次産業に比べ、生産性の低い第1次産業ではというところから始まって、今後も、就業者の高齢化と後継者不足などの影響によって云々と書いてあるんですね。後継者不足を分析されてる中で、6次産業化に転換して、社会の構築を検討するというんですけども、ある種、矛盾を感じる場所があるんです。その当事者の方がどう思うのかなと。先ほどの農薬のことですけども、同じこと繰り返しての方が高齢になって、新しいことに転換って、なかなか難しいのかなと。では、その主語はどのようなかと。行政が主体となって働きかけていくという意味で、ここは書かれているのかお尋ねします。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明次長兼地域振興課長 地域振興課、漆原です。確かに、この書かれてるところの矛盾も生じております。私も、実は兼業農家でございますので、こういったところを実際に課題として見ておりますけれども、やっぱりその中でも、最近行われておりますデジタルトランスフォーメーション、こういった視点を活用しながら、付加価値の高い産品とか、そういったものを作っていくかといけないとか、あとは、販売流通を流通ルートに、鳥取の農産物をいかに乗せていくかっていうようなところで、行政が総合的に支援していくというようなことも検討していかないといけないと思っておりますので、そちらのほうは、農林水産部さんのほうがしっかり検討していかれると思いますので。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。それぞれお答えをいただきました。本市の、55ページは、また現況と問題点ということで、人づくりが重要となっているというふうに締めくくられていくわけですけども、今日現在、佐治・青谷両支所長も来られておりますが、農林だとかが考えたものが降ってくるかもしれないんですけども、それぞれの地域の現状に合わせたのが、その地域で働かれてる方が一番目視されてるし、周知されてると思います。もし機会があれば、こういった計画が来てるんだというのを、支所の職員の方とかとも共有して、いきなり降って、上から、総務省が言ったから来ましたではなくて、行く行くはこういうふうになるかもしれないということで、心構えができるような市政運営であってほしいなと思います。以上、意見として終わります。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。漆原次長。

○漆原利明次長兼地域振興課長 ただいま発言、訂正がございまして。先ほど、私、農政企画課とっておったんですけれども、これを担当する部署が農村整備課のほうということでございまして、大変申し訳ございませんでした。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

では、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第125号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて追加提案分に入ります。議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明を、執行部お願いいたします。田中支所長。

○田中隆志青谷町総合支所長 はい。青谷町総合支所、田中です。資料3、総務企画委員会追加補正予算説明資料の2ページでございます。総務費、総務管理費、財産管理費、庁舎管理費でございます。金額は627万円となっております。補正予算書は14、15ページ、事業別概要は14ページとなっております。詳細につきましては、この資料3の3ページを御覧ください。

青谷町総合支所管理費、空調設備修繕でございます。内容といたしましては、故障した庁舎1階執務室及び第4会議室の空調設備1系統、室内機8台、室外機1台の緊急取替え修繕に係る費用をお願いするものです。青谷町総合支所の空調設備につきましては、青谷町庁舎建設時の平成5年9月に設置されたものでありまして、約29年が経過しております。設備の更新につきましては、今後の大規模改修時に取替え修繕を行う予定としておりまして、可能な限り、維持を図ってまいりましたが、塩害による腐食と老朽化によりまして、この図面にありますように、庁舎1階、地域振興課執務室及び第4会議室の空調設備が、8月中旬に故障いたしました。もう機器が古くて、故障箇所部品も、もう製造されていないということで修理ができないことから、現段階で最も効率的かつ有効な方法として、既存の配管や電源線等を活用した取替え修繕を行うこととしたものです。

補正予算議決後は、冬季までに早急な修繕復旧を図りまして、執務環境の維持及び新型コロナウイルス感染症防止対策に努め、市民サービスの窓口施設として、適切な管理を行っていきたいと考えております。

財源内訳といたしましては、一般単独事業債470万円、一般財源157万円となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 御説明をいただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 鳥取湖山北・宝木郵便局で取扱う証明書交付事務の終了について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告事項に入ります。鳥取湖山北・宝木郵便局で取り扱う証明書交付事務の終了についてであります。それでは、執行部説明をお願いいたします。西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課、西垣です。それでは、報告案件であります、鳥取湖山北・宝木郵便局で取り扱う証明書交付事務の終了について御説明いたします。

まず、概要ですけれども、現在市内では、この2つの郵便局だけですけれども、住民票の写しなど4種類の証明書の交付を行っています。郵便局と本庁を結んでいます通信回線ISDN回線なんですけれども、こちらNTTがサービスを終了するため、令和6年1月末で使用できなくなります。マイナンバー連携により、申請時における添付書類の省略化や、マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニ交付における証明書発行件数も増加傾向にありますことから、今後、様々な方の御意見を伺いながら、両郵便局での証明書交付について、令和5年12月末での終了に向けて、事務を進めているところでございます。

経緯ですけれども、平成13年12月1日に、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律、こちらが施行されまして、各種証明書の交付が郵便局で可能となり、平成14年4月1日から湖山北郵便局で、平成18年11月1日から宝木郵便局で、証明書交付を開始しております。

3の現状ですけれども、直近4月～8月までの5か月間の月平均で、前年比較いたしますと、湖山北郵便局については、令和4年度は月平均が164件で、令和3年度においては月平均223件でございました。宝木郵便局においては、令和4年度は月平均11件で、令和3年度においては月平均15件でございました。

4の今後のスケジュールですけれども、令和4年12月議会にて、こちらの委員会にて改めて詳細を報告させていただきます。続いて、令和5年2月議会では、両郵便局に、本市の証明書交付事務を取り扱わせる指定の取消しに関する議案を提案させていただく予定です。これは、初めに、証明書交付事務を郵便局に取り扱わせる指定を行う際には、地方公共団体の議会の議決を経なければならないと法律に規定してありまして、取扱いを終了する際も、同様に指定の

取消しに関する議決を経なければならないと規定してあるためでございます。併せて、機器の撤去をはじめとします両郵便局の原状回復経費、原状回復経費を、令和5年当初予算にて計上させていただき予定としております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も湖山でございまして、実は、この郵便局、私、どこでもこういうサービスが行われておったと、事業が行われたという思いがしとったんです。それで、聞いてみりゃあ、湖山北と宝木郵便局の2か所ってことで、へーって、実は思ったんですね。私も、結構抄本取ったり、住民票取ったりっていうんで、郵便局利用しておるんです。それで、こうやって見ると、利用度が湖山は非常に高い。これは、やっぱり学生さんが結構郵便局を利用しておられるんですね。それで、今はコンビニでも証明書は取れるんで、そういった方向に持ってってもらえればなと思うところもあるわけですが、ただ、マイナンバーカードを作らんと、コンビニからは取れんわけですよ。それで、学生の方々が、どれだけマイナンバーカードを取得しておられるかというような実情も、私も実態も把握しておりませんので、分かんんですけども、ただ、やっぱり湖山で利用が多いというのが、学生さんの利用が多いということは言えるんじゃないかなというふうに思うところであります。

ただ、それをやっぱりこれだけ郵便局があるからということに当てにしておられる、そういった学生さんが、急に郵便局でそういった取扱いができんようになるというようなことを、事前にやはり周知をしていただくことも、やっぱり重要じゃないかなというふうに思っておりますので、来年令和5年の年度終了ですね、12月ということで、そこまでに周知の徹底をしていただきたいということと、やっぱりマイナンバーカードの普及を学生さんに進めるという、進めていくということも必要だと思っておりますが、やっぱりそういった周知の徹底を図っていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。業務を終了するに当たりまして、周知の徹底、御利用されている市民の方への周知の徹底は重要なことだというふうに考えておりまして、こちらとしましては、私どもといたしましても、早め早めに周知のほうはしていきたいと思っておりますが、交付の終了をしますというPRをするタイミングは、郵便局との協議が必要だと思っておりますが、2月議会で議決をいただいた後が、広報の正式なスタートラインかなというふうに考えております。ですので、2月議会で議案の議決をいただきましたら、速やかに広報の、郵便局と協議をして、広報の準備に入りまして、それから12月までの間、しばらくの間でございますので、しっかりとPRのほうはさせていただこうと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか、御意見。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今、その2つの郵便局で取れる証明書が4つあるんですけど、この中で、郵便で取れるものは、住民票の写しだけでしたでしょうか。ちょっとそこを教えてください。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。郵便請求できる証明書につきましては、全て対応可能でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。よろしいですか。ないということで、これで、市民生活部を終わります。ありがとうございました。

#### 【その他】

##### 次回、総務企画委員会の開催日程について

◆吉野恭介委員長 それでは、本日の一番最後に打ち合わせますよと言っていた請願の訂正の日程の件ですが、皆様、御意見がありますか。事務局のほうから御提案がありました予備日を使ってというようなことでしたけども、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。そのように決定させていただきました。

再度、事務局。お願いします。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 はい。確認ですが、開始時刻の確認をお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 開始時刻は、通常であれば10時からの午前中ということで、通例いろんな委員会されておりますが、それでよろしいでしょうか。不都合のある委員さんはおられますか。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 この話のときに、加嶋さんが朝9時というのは案として言われとったので、もし皆さんがよけりゃあ、9時もええなと思ったところです。

◆吉野恭介委員長 9時がいいですか、9時もいい。

◆秋山智博委員 9時もいい。も。

◆吉野恭介委員長 9時もいい、10時もいい。

◆秋山智博委員 9時もいい。10時もいいけど。

◆吉野恭介委員長 はっきり、提案をされるなら、提案をしてください。

◆秋山智博委員 なら、全員の皆さんの出席が可能のように思えるのは9時かなあとと思いますので、9時がいいです。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。私も、9時でも参加はできるので、あとは事務局が早々になるので、執行部の人はいなくても、請願なので我々で精査できるかなとは思いますが、あとは、その日には必ずもう訂正されたものが出てくるという前提ではあるので、その点が20日に受理されて、議長が承認をされてという処理があつて、前提ですので、そこはもう本当に議会事務局に任せるしかないなので、その点ちょっと念のため確認します。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 恐らく提出があれば、議長が受け取ったということになれば、皆様に写しなり何なりを配付をさせていただくということになるかと思えます。ただ、少なくともこれ、請願者の動き次第でございますので、そこは御確認をお願いできたらと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。午前中に、本当に皆様の御理解を賜って、本当にありがとうございました。

たし、午後ですね、私のほうからも、請願者に対しても、できたら今日のうちにでも、修正のことを取り組めるように努力してほしいとも、お願いしたところです。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。それでは、予備日の21日。21日ですね。21日の9時という御提案がありましたけど、よろしいですか、皆さん。9時開始ということで。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。いけないという意見がありませんので、それでは、21日9時から総務企画委員会をさせていただきます。御予定をお願いします。秋山委員、よろしくをお願いしますね。

◆秋山智博委員 こちらこそよろしくをお願いします。

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、本日の総務企画委員会、これで終了いたします。ありがとうございました。

午後1時43分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28号第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長

# 令和4年9月定例会 総務企画委員会

## (議案説明、請願審査、報告)

日 時：令和4年9月16日(金)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

### 総務部

#### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】
- ・議案第121号 鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・議案第122号 鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正について

#### ◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第131号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第6号)【所管に属する部分】

#### ◎報告

- ・犯罪被害者等の支援および犯罪被害者等支援条例の策定について(人権推進課)

#### ◎請願【質疑・討論・採決】

##### <請願(新規)>

- ・令和4年請願第3号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書の提出を求める請願

### 企画推進部

#### ◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

↓裏面があります↓

## **市民生活部**

### **◎議案【質疑・討論・採決】**

- ・議案第 112 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算（第 5 号）【所管に属する部分】
- ・議案第 125 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

### **◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】**

- ・議案第 131 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算（第 6 号）【所管に属する部分】

### **◎報告**

- ・鳥取湖山北・宝木郵便局で取扱う証明書交付事務の終了について（市民課）

## **市議会**

### **◎議案【質疑・討論・採決】**

- ・議案第 112 号 令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算（第 5 号）【所管に属する部分】